

京都市消防局訓令乙第19号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局部長等専決規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月31日

京都市消防局長 森澤正一

京都市消防局部長等専決規程等の一部を改正する規程

(京都市消防局部長等専決規程の一部改正)

第1条 京都市消防局部長等専決規程の一部を次のように改正する。

別表第1部長、室長及び校長の項中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 所属課長及びこれに準じる者の復命に関すること。

別表第1課長（防災課長及び危機管理課長を除く。）の項中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 所属職員（課長に準じる者を除く。）の市内出張及び復命に関するこ  
と。

別表第1防災課長及び危機管理課長の項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 補佐職員（課長に準じる者を除く。）の市内出張及び復命に関するこ  
と。

別表第1 消防署長の項第3号中「市内出張」の右に「及び復命」を加え、同表消防署予防課長の項第3号中「防火指導」を「事業所の防火指導」に改め、「の計画及び実施」を削り、同表消防署警防課長及び消防分署警防課長の項中第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 在宅避難困難者の防火安全指導に関すること。

(6) 訪問防火指導に関すること。

別表第1 消防署警防課担当課長及び消防分署警防課担当課長の項第4号中「防火指導」を「事業所の防火指導」に改める。

別表第2 総務部長の項第2号中「及び復命」を削り、同表安全救急部長の項第6号を削り、同表警防部長の項第6号中「調査等」を「調査」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) 出動計画に関すること。

別表第2 庶務課長の項第1号本文中「及び復命」を「(市内出張を除く。)」に改め、同号ただし書を削り、同表施設課長の項第7号中「で別に指定するもの」を削り、同表市民安全課長の項第1号中「少年消防クラブ等」を「少年消防クラブ及び幼年消防クラブ」に改め、同表救急課長の項第3号中「応急手当指導員等の講習等」を「応急手当指導員講習、普通救命講習その他の応急手当に係る講習」に改め、同項の次に次の1項を加える。

情報通信課長	(1) 消防通信施設及び防災行政無線施設の整備及び保全に 関すること。
--------	--

別表第2 災害情報管理課長の項を次のように改める。

警防計画課長	(1) 火災統計に関すること。
--------	-----------------

別表第2 消防救助課長の項第1号中「火災統計及び」を削り、同項の次に

次の1項を加える。

指令課長	(1) 災害時の応急処置に関すること。
	(2) 緊急の警防活動障害事案の応急処置に関すること。
	(3) 消防指令センターの運用に関すること。
	(4) 災害に関する気象の予報並びに警報及び注意報の伝達に関すること。

(京都市消防吏員服制規程の一部改正)

第2条 京都市消防吏員服制規程の一部を次のように改正する。

別表1 活動被服の款救助活動服の項上衣の目中「国際消防救助隊員は」を  
「本部指揮救助隊員は、左上腕部に本部指揮救助隊員腕章を、国際消防救助  
隊員（本部指揮救助隊員を除く。）は」に改め、同項中

バ　ン　ド	オレンジ色の合成繊維製とし、バンド金具を付ける。 形状及び寸法は、第3図2の3エのとおりとする。
バ　ン　ド	オレンジ色の合成繊維製とし、バンド金具を付ける。 形状及び寸法は、第3図2の3エのとおりとする。
本部指揮救助隊員 腕章	紺色の布地の台地に、赤色の糸で縁取りを、白色、 金色及び紫色の糸で図柄を、金色及び赤色の糸で「京 都市」、「本部指揮救助隊」及び「S U P E R C O M M A N D R E S C U E T E A M」の文字を、それ ぞれししゅうし、黄緑色の糸の枠で囲んだものとする。 形状及び寸法は、第3図2の3オのとおりとする。

改め、同項国際消防救助隊員腕章の目中「第3図2の3オ」を「第3図2の  
3カ」に改め、同表第3図2の3オを同図2の3カとし、同図2の3エの次

に次のように加える。

才 本部指揮救助隊員腕章



(京都市消防吏員服装規程の一部改正)

第3条 京都市消防吏員服装規程の一部を次のように改正する。

別表第1備考中「警防司令隊員」を削り、同備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

2 救助隊員には、本部指揮救助隊員を含むものとする。

別表第3備考2中「警防司令隊」を削り、同備考中8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 救助隊員には、本部指揮救助隊員を含むものとする。

(京都市消防局市民生活の安全に関する規程の一部改正)

第4条 京都市消防局市民生活の安全に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「民生局、保健局」を「保健福祉局」に改める。

(京都市消防局通信規程の一部改正)

第5条 京都市消防局通信規程の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「、団第1チャンネル」を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「前各項」を「前2項」に、「一」を「いずれか」に改める。

別表第4、1中

災害情報管理課	指令課
災害情報管理課、署所、消防団及び配置する局の室及び課	情報通信課、署所、消防団及び配置する局の室及び課
災害情報管理課及び署所	情報通信課及び署所
災害情報管理課及び消防救助課消防航空隊	情報通信課及び消防救助課消防航空隊
災害情報管理課	情報通信課

に改め、同

表2中「災害情報管理課」を「情報通信課」に改める。

別表第5、1中

署活第6チャンネル	京都市及びその周辺
団第1チャンネル	
署活第6チャンネル	に改める。

(京都市消防局電子計算機処理データ保護管理規程の一部改正)

第6条 京都市消防局電子計算機処理データ保護管理規程の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「安全救急部災害情報管理課長」を「安全救急部情報通信

課長」に改める。

(京都市消防局震災対策推進要綱)

第7条 京都市消防局震災対策推進要綱の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中

自衛消防隊に対する防災指導

を

自衛消防隊に対する防災指導

に、

「  
消  
防  
救  
助  
課  
」

「  
消  
防  
救  
助  
課  
」

「  
災  
害  
情  
報  
管  
理  
課  
」

「  
情  
報  
通  
信  
課  
」

を

に、

を

に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)